
監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 7 号
令和 2 年 2 月 17 日

那覇市監査委員	久 場 健 護
同	宮 里 善 博
同	宮 城 哲 治
同	古 堅 茂 治

令和元年度前期定期監査の結果に基づき講じた措置について（公表）

令和元年度前期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長、那覇市教育委員会教育長及び那覇市選挙管理委員会委員長から通知があったので、別添のとおり公表します。

令和元年度前期定期監査の結果に基づき講じた措置について

I 経済観光部

1 商工農水課

(1) 収入未済額の繰越について（注意事項）

IT インキュベート施設使用料（滞納繰越分）、沖縄県雇用再生特別事業費返還金及びインキュベート施設光熱水費実費徴収金（滞納繰越分）の歳入科目の繰越調定額は前年度の収入未済額と同額とすべきところ、事務処理の誤りにより同額になっていない。

那覇市会計規則第 20 条第 1 項は、歳入を徴収しようとするときは直ちに予算科目別に調定をしなければならない旨定め、又同規則第 41 条では収入未済額は翌年度の調定額に繰り越さなければならない旨定めている。

収入未済額の繰越に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

今回の注意事項については、繰越調定の段階で金額に誤りが発覚し、精査の上で、納付前に調定額の減額修正が行われていたものです。今後は、日計明細表を随時確認して歳入を把握し、調定額について複数の職員で確認を行うことで、翌年度繰り越しも含めて適正に事務処理を行うよう努めます。

(2) 委託契約事務について（注意事項）

平成 30 年度市民農園し尿汲取清掃業務委託において、平成 30 年 5 月 28 日に委託期間を平成 30 年 5 月 30 日から平成 31 年 3 月 31 日までとする契約締結についての起案を行い、5 月 30 日に決裁し、同日に当該契約を締結している。

しかしながら、契約締結前の 5 月 29 日から受託者に清掃業務を開始させている。

地方自治法第 234 条第 5 項は、地方公共団体が契約書を作成する場合には、契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しない旨定めており、契約事務を計画的に行うとともに、契約締結後に委託業務を開始させるべきであった。

委託契約に際しては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

委託契約事務を行う際は、関係法令等を入念に確認し、今後は契約締結前に業務を開始させることのないよう、計画的に契約事務を進めるよう努めます。

また、同様の事項が起きないように職員への周知徹底を図ります。

(3) セミナー開催に係る業務委託について（是正事項）

IT キャリア形成動機付け支援事業は、那覇市 IT インキュベーター施設運営事業のうち、「情報通信技術分野での人材育成及びその支援」に基づき、情報通信産業の次世代を担う若年層に対し、将来のキャリア形成に向けた動機付けを行うことを目的に委託金額 49 万 9,932 円で事業を委託実施、5 回のセミナーで 1 回当たり 20 人以上とし通算で 120 人以上の参加を目標とした。

しかしながら、5 回開催されたセミナーの参加人数の合計は 3 人とどまり、当初の目標を大きく下回った。

地方自治法第 2 条第 14 項は、地方公共団体は、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない旨定めている。

セミナー開催等の業務委託をする場合においては、成果があがるよう効果的な開催時期、場所、方法等を十分に検討されたい。

□ 是正事項に関する措置

今後は、同様のセミナー等を企画する場合、実施時期については、可能な限り事前に情報提供等を行い、教育委員会等と綿密な調整の上で設定したいと考えております。

2 なはまち振興課

(1) 歳入の調定漏れについて（注意事項）

市場使用料及び電気水道料相当損害金（滞納繰越分）については、前年度の収入未済額 86 万 5,563 円の調定が漏れていた。

那覇市会計規則第 20 条第 1 項は、歳入を徴収しようとするときは直ちに予算科目別に調定をしなければならない旨定め、又同規則第 41 条では収入未済額は翌年度の調定額に繰り越さなければならない旨定めている。

歳入の調定事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

担当者の財務会計に対する理解を深めるため財務会計の研修をグループ長と共に受講させ、マニュアルを作成し、市場管理グループ年間業務スケジュール等に当該業務を記載、業務管理を徹底することで再発防止に努めます。

II 生涯学習部

1 生涯学習課

(1) 給付型奨学金事業について（要望事項）

給付型奨学金事業は、成績優秀で修学する意欲があるにもかかわらず、経済的な理由で大学等への進学が困難な者に対して奨学金を給付するこ

とを目的に、平成30年度から実施している事業である。

平成30年度の奨学金（補助金）の当初予算額1,002万円は、県内の各大学等の入学金、施設整備費及び授業料に相当する経費を参考に一人あたりの予算上限額を100万2,000円として10名分で積算したものであるが、その後、12月初旬時点において不用が見込まれた194万4,000円を減額補正している。

結果として、応募者32名中7名に対して364万円の給付を行ったものの、予算現額807万6,000円に対する執行率は45.1%にとどまっている。

多額の不用が生じた要因は、那覇市奨学金給付要綱上、奨学生候補者を選考決定した後、当該候補者の中から奨学生として認定を受けた者のみに給付することになっていること、実際に大学等に支払った入学金、施設整備費及び授業料と予算上限額との差額があったこと並びに大学等から減免を受けたことにより、給付額の減額があったことなどによるものである。

給付型奨学金事業の目的からすると、奨学生候補者の決定等に当たっては、制度の基準ないし手続き等を工夫することにより、一人でも多くの学生に奨学金を給付できるようにすることを要望する。

□ 要望事項に関する措置

給付型奨学金事業の目的に沿うよう制度や手続きについて引き続き検討してまいります。

2 市民スポーツ課

(1) 契約事務について（注意事項）

奥武山野球場ラバーフェンス修繕の契約について、1 墨側は履行期間を平成30年10月25日から同年11月16日までとして、又3 墨側は履行期間を平成30年12月4日から同年12月25日までとして、それぞれ契約金額129万9,240円で、那覇市契約規則第20条第1号に基づき随意契約により契約を締結している。

これは、契約事務が遅れたことにより年明けに始まるプロ野球選手の自主トレーニングやキャンプに当該修繕を間に合わせる必要があったため、資材調達に間に合う1 墨側の修繕契約を先に締結し、その後3 墨側の修繕契約を締結したとのことであるが、契約事務を計画的に行えば、これらの契約を1 件の契約として競争入札の方法により締結することができたと思われる。

契約事務については、計画的に行うとともに関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

今回の注意事項を踏まえ、年度当初に契約事務の執行計画を作成し、人事評価面談等の機会を活用して、担当者及び決裁者にて当該計画の進捗管理を行うことといたします。

今後は、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。

(2) 指定管理者を置く施設における備品の管理について（注意事項）

那覇市民体育館における重要備品「移動式電光表示装置」が既に廃棄処分されているにもかかわらず、那覇市体育施設の管理運営に関する基本協定書第11条に基づく指定管理者と所管課との連絡が適切に行われておらず、備品台帳に記載されたままとなっていた。

指定管理者を置く施設においては、少なくとも指定管理の開始時及び終了時には備品と台帳が一致している必要がある。

那覇市物品会計規則第25条第2項は、物品管理者は、備品台帳を備え、備品の登録等の記録をし、整理しなければならない旨定めている。

指定管理者を置く施設における備品の管理について、当該規則を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

指定管理者を置く施設において、備品の廃棄処分等を行う際には指定管理者と連絡を行い、適切な台帳の整理を行います。また、指定管理の開始時及び終了時には、備品と備品台帳が一致していることを当課及び指定管理者の双方で確実に確認することといたします。今後は、那覇市物品会計規則を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。

なお、既に廃棄を行っていた「移動式電光表示装置」につきましては、令和元年10月15日に備品台帳における廃棄の事務手続きを終了しております。

III 学校教育部

1 学務課

(1) 交付金請求に係る事業成果報告の一部積算漏れについて（是正事項）

小学校入学準備金支給事業は、「沖縄県子どもの貧困対策推進交付金」を財源としており、事業の終了後には、当該事業に係る歳入のとりまとめ課(子育て応援課)へ事業概要報告を行っているが、補助対象となる事業費の一部の積算を漏らし、漏れに係る交付金1,519万4,000円を沖縄県から受けることができなかった。

事業成果報告に当たっては、積算漏れがないよう適切な財務管理に努められたい。

□ 是正事項に関する措置

当該是正事項については、課内での確認作業が不十分であったため発生したものです。

このようなことが起こらないための事務改善として、1名で行っていた確認作業を複数名で行うことにより、チェック体制の強化を図りました。

また、事業の執行や事業成果報告に当たっては、とりまとめ課との連携強化を図り、積算漏れがないよう適切な財務管理に努めてまいります。

2 学校給食課

(1) 業務委託契約における予算措置及び遡及押印について（注意事項）

次期システム導入までの旧栄養価計算システムに係る保守業務委託契約については、予算の計上漏れによる使途変更（平成30年4月19日付け決裁）の後、同年4月1日付け公印を遡及押印している。

地方自治法第232条の3は、地方公共団体は、予算の定めるところに従い契約をしなければならない旨定め、同法第234条第5項は、地方公共団体が契約書を作成する場合には、契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しない旨定めている。

予算措置がなく、かつ、契約日を遡及しての押印は、不適正であると言わざるを得ない。

契約締結に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

今回の注意事項については、職員の人事異動時における事務引継の不徹底、連絡不足に起因して発生したこともあり、今後は、課内において、予算計上時の必要経費の確認及び人事異動時の課題事項等の引継の周知徹底を図り、関係法令等を遵守し適正な事務処理に努めてまいります。

IV 選挙管理委員会

1 選挙管理委員会事務局

(1) 業務委託契約における遡及押印について（注意事項）

沖縄県知事選挙及び那覇市長選挙における公営ポスター掲示場の制作、設置、保守及び撤去に関する業務委託契約（A地区）については、契約日を約2ヶ月遡及し、公印を押印している。他4件の業務委託契約についても同様に、遡及押印している。

地方自治法第234条第5項は、地方公共団体が契約書を作成する場合には、契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しない旨定めており、これらの委託業務は契約が確定されないまま行われていたことになり、遡及しての押印は、不適正であると言わざるを得ない。

契約締結に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

契約に係る一連の事務処理（予算、予定価格、契約及び支払い等）を適切に行うためチェックシートを作成し、そのチェックシートを予算執行行いから支払い処理に至るまで決裁時に添付することによって事務従事者及び決裁者（管理監督者）が適正に事務処理が行われているか確認できるようにしました。

今後、契約締結に当たっては、地方自治法等関係法令を遵守し、適正な事務処理を行ってまいります。

(2) 備品台帳の整理について（注意事項）

選挙管理委員会事務局において保管する備品について、備品台帳との不一致が見られた。

これは、既に廃棄処分した備品について、備品台帳の整理がなされていないことが原因となっている。

那覇市物品会計規則第 25 条第 2 項は、物品管理者は、備品台帳を備え、備品の登録等の記録をし、整理しなければならない旨定めている。

備品台帳については、当該規則を遵守し、適正な整理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

指摘を受けた備品台帳との不一致について令和 2 年 3 月 31 日までに、既存備品と備品台帳の照合を行い、那覇市物品会計規則に基づき備品台帳の整理を行います。

今後は、備品の管理、処分に当たっては当該規則を遵守し適正な手続きを行ってまいります。